

令和3年度における兵庫地域職業訓練実施計画

令和3年5月24日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）や、職業訓練の実施による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第4条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）等について、特定求職者を含むすべての求職者に対する職業訓練受講の機会を十分に確保するため、兵庫における職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

なお、職業訓練が、特定求職者を含むすべての求職者の早期再就職の支援となるとともに、地域社会や本県の将来に必要とされる人材育成の機会となるよう、地域、分野、実施時期等について公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練が連携を図り、また、役割を分担しつつ、効率的かつ効果的なコース設定に努めるものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改訂を行う。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

本県における雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、求人が求職を下回る厳しい状況が続いている。

有効求人倍率は、平成30年9月から11月の1.47倍を最高値として高い水準で推移していたが、令和2年7月に4年11か月ぶりに1倍台を割り込み0.98倍となった。さらに8月には0.93倍に低下し、11月まで3か月連続で横ばいの状況となっている。

職種別では、事務職が0.3倍を割り込む一方、建設や保安の職業では5倍以上で推移するなど、ミスマッチが著しい。

新規求人数も、平成22年度以降、平成30年にかけて増加傾向が続いていたが、令和元年度に増加の勢いが弱まり、令和2年1月からは10か月連続で前年同月を下回っている。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や、経済・雇用情勢の不確実性の高まり、人口減少や人生100年時代の到来に

よる職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化しており、若者、女性、中高年齢者、障害者等を含む多様な人材が、いくつになっても、誰にでも学び直しと新しいチャレンジの機会を確保する、リカレント教育を抜本的に拡充することが求められている。

そのためには、①リカレント教育の充実等による職業訓練等の実施、②第4次産業革命による技術革新の AI・IoT に対応可能な人材の育成、③若者や女性のものづくりに対する意識醸成等を通じた次代のものづくり人材の育成、④建設、介護など、人材不足が深刻な職種の人材育成が課題となっている。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年12月末現在で、新規求職者のうち特定求職者の数は、67,222人（対前年同月比+3.7%）であり、雇用保険受給者は42,666人（対前年同月比+4.3%）となっている。

令和2年度の職業訓練の受講者は次のとおり。（12月末現在）

〈県立校〉

施設内訓練 : 421人（内、前年度からの繰越 : 32人）

委託訓練（離職者、デュアルシステム） : 1,968人

委託訓練（障害者の態様に応じた多様な委託訓練） : 54人

委託訓練（知的障害者特別委託訓練） : 12人

在職者訓練 : 714人

〈機構立校〉

施設内訓練 : 887人（内、前年度からの繰越 : 287人）

在職者訓練 : 1,362人

職業訓練の就職率は次のとおり。

・ 公共職業訓練（離職者訓練）	施設内訓練	89.3%（令和元年度）
	委託訓練	75.9%（令和元年度）
・ 求職者支援訓練	基礎コース	33.3%
	実践コース	47.3%

※令和2年度中に終了したコースのうち、令和2年6月迄に終了したコースの求職者支援訓練修了者等の就職状況（訓練修了3ヶ月後）

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

少子高齢化や人口減少の進展に伴う就業者数の減少、第4次産業革命による技術革新に対応しつつ、働き方改革に向けた取組を推進していくためには、若者、女性、中高年齢者、障害者等を含む多様な人材、一人ひとりの生涯を通じた能力開発を支援し、生産性の向上を図っていくことが不可欠である。

このため、「職業訓練≒学び直し」とし、職業訓練全体をリカレント教育として捉えることで、多様な人材に対して学び直しと新しいチャレンジの機会を確保する職業能力開発を行う。

第4次産業革命による AI・IoT 等の技術革新に対応するため、離職者向けの IT 訓練

カリキュラムを「IT 導入」「IT 基礎」「IT 応用」「IT 実践」コースに整理・再編することで、各人の能力に応じた訓練メニューを整備するとともに、在職者訓練においても、「IoT 等最先端技能習得コース」を設定し、世代を問わず学び直しができる環境を充実する。

職業能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とする、2年間の長期訓練として、「IT 実践コース」を設定するほか、人手不足が顕著な分野に対応する「介護・保育士等資格取得コース」を設定する。

新型コロナウイルス感染症により拡大するテレワークへの対応として、事務系訓練にテレワーク関連（Web 会議システムや情報セキュリティ等）のカリキュラムを追加し実施する。

子育て中の女性を支援するため、「e-ラーニングコース」を設定するとともに、「託児サービス付き訓練」を引き続き設定する。

人手不足の建設分野においては、在職者訓練において「クレーン」「玉掛け」等の技能講習を拡充する。

障害のない者とともに職業訓練を行うことが可能な障害者の多様なニーズに対応するため、ハード・ソフト両面から総合的なバリアフリーを推進することで、障害者校のみならず一般校での受入れを促進する。

このため、兵庫労働局、兵庫県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部（以下、「支援機構」という。）が引き続き緊密に連携し、産業界が求める人材ニーズ、求職ニーズ等を勘案した効果的な訓練コースの設定に努める。

（2）公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

若者、女性、中高年齢者等、多様な人材の雇用の拡大と安定を推進するため、それぞれの求職ニーズや課題に応じた職業能力開発を図る。

また、キャリアアップや正規雇用への転換をめざす労働者を支援するため、多彩で実践的な職業訓練を実施する。

① 施設内訓練に係る実施規模・分野等

- ・ 令和3年度においては、40科目、1,423人の定員（含学卒者）で施設内訓練を実施する。就職率については、施設内訓練全体として80%を目指す。
- ・ 県立職業能力開発施設では、民間教育機関との役割分担を踏まえ、ものづくり分野等、民間での実施が困難な分野等を基本に職業訓練を実施する。

施設名	定員	訓練科名
ものづくり大学校	135人	住宅設備コース、木造建築コース、機械加工コース、機械製図・工作コース、溶接コース、金属塗装コース、ものづくり複合コース、CADコース

但馬技術大学校	140 人	自動車工学科、建築工学科、機械工学科、総合ビジネス学科
神戸高等技術専門学院	120 人	CAD/CAM 加工コース、電気制御コース、印刷総合技術コース、インテリアリフォームコース、福祉調理コース、総合ビジネスコース
合 計	395 人	18 科目

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（港湾職業能力開発短期大学神戸港、兵庫職業能力開発促進センター及び兵庫職業能力開発促進センター加古川訓練センター）においては、事業主及び事業主団体のニーズを踏まえ、主にものづくり系の訓練コースを設定する。

施 設 名	定員	訓 練 科 名
兵庫職業能力開発促進センター	598 人	テクニカルメタルワーク科、ものづくり機械加工科、機械CAD技術科、生産管理ITサポート科、電気設備技術科、FAソリューション技術科、パワーエレクトロニクス科、組込みシステム技術科、IoTシステム技術科、住宅リフォーム技術科、建築施工・CAD科、ビル設備サービス科、住まいの点検サービス科
兵庫職業能力開発促進センター 加古川訓練センター	326 人	テクニカルオペレーション科、金属加工科、電気設備技術科、生産システム技術科、住宅リフォーム技術科、ビル管理技術科
港湾職業能力開発短期大学校神戸校	104 人	港湾流通科、港湾技術科、港湾ロジスティクス科
合 計	1,028 人	22 科目

② 委託訓練に係る実施規模・分野等

- ・ 令和 3 年度においては、民間教育機関との連携のもと、長期高度人材育成コースをはじめ、求人ニーズの高い介護・保育分野や、求職者のニーズの高い事務系等を中心に、人材不足が深刻化している建設分野や地域特性に応じた職業訓練の設定に努め、3,368 人の定員で委託訓練を実施する。就職率については、75%をめざす。

特に、第 4 次産業革命による AI・IoT 等の技術革新への対応、新型コロナウイルス感染症により拡大するテレワークをインフラレベルで支える人材を養成するため、長期高度人材育成コースにおいて、応用情報技術者等の資格取得を目指す「IT 実践コース」を引き続き設定するほか、年代・職種を問わず、様々

な人材が多様な機会を通じて基礎的な IT・データスキルを取得できるように、「IT 基礎コース」「IT 応用コース」を設定する。

なお、年間を通じた訓練機会の適切な確保を図るため引き続き年度跨ぎ訓練を設定するとともに、子育て中の女性の受講を支援する「e-ラーニングコース」を設定し、育児等との両立に配慮した時短や託児サービス付きコースの引き続きの設定など、多様な訓練ニーズに配慮したコースの設定も行う。

施設名	コース	定員	科・コース名
ものづくり 大学校 (姫路職業 能力開発校)	8	37人	長期高度人材育成コース (介護福祉士、保育士、その他資格、IT)
	39	780人	知識等習得コース (介護、IT、経理・事務、地域特性等)
	3	50人	育児等との両立に配慮した再就職訓練コース
	1	20人	建設人材育成コース
	8	160人	日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)
	4	80人	短期間・短時間コース
但馬技術大 学校 (豊岡職業 能力開発校)	1	5人	長期高度人材育成コース (介護福祉士、保育士、その他資格、IT)
	14	280人	知識等習得コース (介護、IT、経理・事務、地域特性等)
	1	20人	建設人材育成コース
	2	20人	日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)
	1	20人	短期間・短時間コース
神戸高等技 術専門学院	11	73人	長期高度人材育成コース (介護福祉士、保育士、その他資格、IT)
	61	1,288人	知識等習得コース (介護、IT、経理・事務、地域特性等)
	7	100人	育児等との両立に配慮した再就職訓練コース
	2	40人	定住外国人向け職業訓練コース
	2	40人	建設人材育成コース
	23	460人	日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)
	7	140人	短期間・短時間コース

(全県)	3	45人	eラーニングコース
合計	197	3,608人	

③ 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設けるとともに、訓練期間中から訓練修了後までにおいても、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。

また、訓練修了概ね1か月前から訓練修了日の間で、公共職業安定所での「就職支援日」を設定することにより就職支援の強化を図る。訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練受講生が訓練修了時に作成したジョブ・カード等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

- ① 県立職業能力開発施設においては、在職技能者に必要とされる多彩な技能講習を引き続き行うとともに、高度最先端工作機器を活用した高度な訓練、第4次産業革命等の技術革新に対応する「IoT等最先端技能習得訓練」を設定し、将来の本県のものづくりを担う中核的技術者の育成を支援する。

令和3年度においては、85回、2,053人の定員で実施する。

施設名	コース	定員	訓練科名
ものづくり大学校	65	1,443人	機械製図科、溶接科、機械加工科、電気技術科、金属塗装科、木造建築科
但馬技術大学校	13	490人	自動車整備科、建築設計科、メカトロニクス科
神戸高等技術専門学院	7	120人	機械加工技術科、印刷科
合計	85	2,053人	

- ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は 298 回、3,010 人の定員で実施する。

施設名	コース	定員	訓練科名
兵庫職業能力開発促進センター	215	2,150 人	生産技術、産業機械、電気技術、制御技術、電子技術、電子情報
兵庫職業能力開発促進センター 加古川訓練センター	57	580 人	生産技術科、電気技術科、建築科
港湾職業能力開発短期大学校神戸校	12	120 人	生産技術科、産業機械科、電子情報技術科、港湾流通科
合計	298	3,010 人	

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

障害のある方に対し、各人の能力と適性に応じて、職業に必要な技能・知識を習得させるなど、多様な職業能力開発の機会を確保し、職業人としての自立を促進する。

① 施設内訓練に係る実施規模・分野等

施設名	コース	定員	訓練科名
兵庫障害者職業能力開発校	5	75 人	OA 事務科、インテリア・サービス（インテリアCAD）科、総合実務科、ビジネス実務科
障害者高等技術専門学院	4	45 人	機械技術（ものづくり）科、OA 事務（ビジネス事務）科、ソフトウェア管理（情報サービス）科、総合実務科
合計	9	120 人	

② 委託訓練に係る実施規模・分野等

コース名	定員	拠点校	コーディネーター等
知識・技能習得	150 人	兵庫障害者職業能力開発校 障害者高等技術専門学院	コーディネーター4 人 コーチ 2 人
実践能力習得訓練	160 人		
e-ラーニング	40 人		
特別支援学校早期訓練	20 人		
合計	370 人		

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が懸念されることから、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模1,387人を上限とする。
- ・ 訓練コースは基礎的能力のみを習得する基礎コースも設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一貫して習得することのできる実践コースを中心に設定することとし、その割合は基礎コース29%、実践コース71%とする。
- ・ 具体的な訓練内容としては、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人・求職ニーズを踏まえたものとする。また、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者、コミュニケーション能力の課題を有する者など、対象者の特性や訓練ニーズに応じた設定にも努める。
- ・ 訓練認定規模の割合は、以下のとおりとする

イ 基礎コース 訓練認定規模の29%

ロ 実践コース 訓練認定規模の71%

うち介護系	実践コース全体の訓練認定規模の24%程度
医療事務系	実践コース全体の訓練認定規模の10%程度
情報系	実践コース全体の訓練認定規模の15%程度
営業・販売・事務系	実践コース全体の訓練認定規模の27%程度
その他の成長分野（デザイン、理容・美容等）	実践コース全体の訓練認定規模の24%程度

【訓練認定規模】

基礎コース	407人
実践コース	980人
介護系	230人
医療事務系	100人
情報系	150人
営業・販売・事務系 (OA事務系)	265人
その他成長分野 (デザイン、理容・美容等)	235人

- ・ より安定した就職の実現に資するよう、地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域共有枠を設定する。地域共有枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で設定を行うこととする
これらにより、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。
- ・ 認定単位期間
兵庫においては、毎月求職者支援訓練の認定をすることとする。認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、兵庫労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部のホームページで周知する。
- ・ 1コースあたりの定員上限
基礎コース・実践コースともに1コースあたりの定員上限は20名とする。
- ・ 認定申請の上限数（同一地域の取扱い）
同一法人が一の申請期間内に同一地域で申請できる件数の上限は、2コースとする。ただし、同一内容の訓練は1コースとする。
なお、同一地域の「地域」とは、開講を予定している施設を管轄する公共職業安定所の管轄地域をいう。
- ・ 認定申請の上限数（同一分野の取扱い）
同一法人が一の申請期間内に同一分野で申請できる件数の上限は、基礎コースと実践コースを合わせて2コースとする。
なお、同一分野の「分野」とは、基礎コース20分野及び実践コース19分野をいう。
- ・ 同一分野の訓練設定の上限数
神戸公共職業安定所管轄以外の各公共職業安定所管轄地域においては、同一分野の訓練設定を上限2コースとする（基礎コースを除く）。
- ・ 振替等の取扱い（実践コース）
介護系・医療事務系・情報系の各分野において認定単位期間内に余剰定員が発生した場合は、当該期間内でOA事務系またはその他成長分野への振替を可能とする。
また、OA事務系は元来その他成長分野の中のひとつであるため、当該分野において認定単位期間内に余剰定員が発生した場合は、当該期間内で相互間での振替を可能とする。
- ・ 定員の繰越
認定コースの定員数が少なかった場合の繰越分及び中止コースの繰越分については、第3・四半期及び第4・四半期において、基礎コース・実践コース間の振替を可能とする。

（6）訓練認定規模に対する特別枠

公的職業訓練が、特定求職者を含むすべての求職者の早期再就職の支援となるよう、地域、分野、実施時期等について公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練が

役割を分担しつつ、過不足なく提供できるようコース設定に努める。また、地域ニーズに応じた訓練の設定を行う。

① 新規参入枠

新たに訓練を実施する施設を確保するため、基礎コース 30%、実践コース 30%の新規参入枠を設ける。

ただし、新規参入枠を超える認定申請があり、かつ他の定員枠に余剰がある場合は、当該余剰枠を新規参入枠に振り替えることができる。

【新規参入枠】

基礎コース	30%
実践コース	30%

※実践コースの同一分野における新規参入枠のコース設定は原則 1 コースとする。

② 優先枠（子育て女性等のリカレント教育関係）

出産・育児を理由とする離職後の再就職に向け、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース、託児サービス付訓練コースについて優先的に設定する。

また、介護系分野においては、職場復帰支援コース（基礎コース）を優先的に設定する。

なお、優先枠での選定から漏れた場合は通常枠へ移行する。

③ 地域共有枠

(a) 地域共有枠

求職者支援制度は第二のセーフティネットとして位置付けられていることから、職業訓練の機会が少ない地域にも広く求職者支援訓練を実施していく。

なお、地域の定義は「職業訓練の機会が少ない地域であり、かつ公共交通機関を利用した場合、訓練施設まで相当の時間を要する地域」とし、要件を満たす地域（以下「指定地域」という。）を以下の公共職業安定所の管内と定め、当該管内の訓練施設から申請があった場合、特別枠から認定を行う。

また、指定地域の中での偏りを避けるために兵庫県下の 6 指定地域を 2 グループに分割する。さらに、それぞれのグループ内で同時期に実施される公共職業訓練との同分野のコース設定を回避するため、各グループで基礎コースと実践コースとを 3 か月に 1 回交互に設定する。

< Aグループ >

豊岡公共職業安定所管内（出張所、分室を含む。）

西脇公共職業安定所管内

柏原公共職業安定所管内（出張所を含む。）

< Bグループ >

洲本公共職業安定所管内

龍野公共職業安定所管内（出張所を含む。）

神戸公共職業安定所三田出張所管内

【地域共有枠】

	地域共有枠
基礎コース	80人
実践コース	80人

※地域共有枠に新規参入枠は適用しない。

※地域共有枠の1カ月の設定は、基礎コース・実践コースともに20人とする。

※地域共有枠の実践コースについては介護分野を優先する。

※地域共有枠での選定からもれた場合は通常枠に移行する。

※地域共有枠設定月に指定地域において新規参入枠により選定された場合、当該指定地域の安定所管内での地域共有枠による選定は行わず、通常枠での選定を行う。

(b) その他の地域ニーズ枠

上記の他、地方自治体や地域の産業施策・雇用対策等の観点から必要とされる場合、特定の地域・業種に係る訓練枠の設定を行う。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模や、分野、地域、時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関や民間教育機関、労使団体等との幅広い理解・協力が求められる。

このため、令和3年度においても、兵庫地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、兵庫県内の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に努め、実施状況等についてのフォローアップを行う。

また、毎月、兵庫労働局、兵庫県、支援機構の職員が一堂に会し、職業訓練にかかる情報や意見交換を行うことで、円滑でタイムリーな連携を実施する。

さらに、求職者への支援を実施している兵庫労働局・ハローワークと、訓練実施機関である兵庫県・支援機構を構成員とする「兵庫地域訓練協議会ワーキングチーム」による会議を複数回実施し、相互に情報共有・連携を行うことで、的確な訓練ニーズの把握と職業訓練コースの設定を行う。

また、障害者委託訓練については、平成30年9月25日付け開特発0925第1号「平成30年度の障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業の実施に係る留意事項について」を踏まえ、訓練協議会等の場を活用して、関係機関との連携をさらに強化し、就職率の向上に努める。

(2) 公的職業訓練受講者に対する就職支援等について

公的職業訓練の受講生の能力及び適正に応じた公的職業訓練の実施訓練受講期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の就職の実現に向けて、訓練実施機関とハローワークが連携し、訓練効果を生かせる

求人情報等、積極的な就職支援を実施する。

また、訓練修了後についても、訓練実施機関による独自の就職支援の他ハローワークにおいても、訓練実施機関が訓練修了時に作成したジョブ・カード等を活用し、未就職者の支援に積極的に取り組む。

(3) 公的職業訓練の周知の強化について

厚生労働省において決定した公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」、ロゴマーク「ハロトレくん」及び兵庫県のマスコット「はばタン」を使用し、公的職業訓練について広く求職者に周知する。

また、平成 30 年 10 月に任命された「ハロートレーニングアンバサダー（AKB48 チーム 8）」を活用することにより、高い周知効果の見込める取組みを行う。

(4) その他

公共職業訓練（委託訓練）について、正社員就職を目指す若者や、子育て等によりキャリアにブランクがある女性が安定した仕事に就けるよう支援するため、国家資格の取得等を目指し、高い可能性で正社員就職に導くことができる長期の訓練コースの新設・拡充及び子育て女性等のリカレント教育に資する訓練コースの拡充に努める。

また、在職者訓練について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、民間人材等を活用した在職者訓練を拡充するほか、「生産性向上人材育成支援センター」における在職者訓練の設定や、人材育成に係る助成金の相談対応等、事業主支援の充実を図ることで中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。